

議 長 日程第6「議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）。令和2年度松田町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,902万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,246万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3条 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条、地方債の変更は「第4条 地方債補正」による。

令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは議案第43号令和2年度一般会計補正予算（第9号）について御説明をさせていただきます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、継続費の補正でございます。ここで、松田小学校整備事業における令和2年度契約予定のですね、校舎建設工事及び監理委託料につきまして、複数年にわたる公共工事として、事業完了に数年を要する事業で、その総額及び年割額、期間が決まりましたので、継続費として設定するものでございます。総額は23億4,036万円で、令和2年度年割額4億9,995万円、3年度18億3,641万円、4年度につきましては400万円となります。なお、継続費につきましては、支出の権限まで付与されるものでございまして、その年度に契約をする事業のみ設定することができるものでございます。

次に、第3表、債務負担行為の補正でございます。初めに、追加補正は5件、松田町健康福祉センター指定管理委託料、限度額9,909万6,000円、松田町やま

びこ館指定管理委託料126万円、松田町寄ロウバイ園指定管理委託料500万円、松田町地域集会施設指定管理委託料1,785万5,000円。こちらにつきましては、町屋地域集会施設ほか全21施設によるものでございます。松田町児童館等指定管理委託料139万円、こちらにつきましては河内児童館、湯の沢児童館でございます。

廃止につきましては、GIGAスクール関係で、賃貸からですね、購入に切り替えたことから、教育施設電算機器賃貸借料、貸借料808万5,000円を廃止するものでございます。

続いて第4表、地方債の補正でございます。世代間負担の公平性の観点や、低金利に伴う地方債の補正とするものでございます。まず、学校教育施設等整備事業につきましては、国庫補助金の内示額の増額に伴い、ここで起債額を4,040万円減額をし、限度額を2億9,730万円に変更するものでございます。また、令和2年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定により、限度額を1億7,116万3,000円とするものでございます。

それでは、12、13ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。

初めにですね、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国のですね、地方創生臨時交付金の活用、及び新たに付加価値等をつけて行う事業、またコロナの影響による事業の中止等による減額、並びに地方交付税の確定に伴う増額補正、また前年度繰越金の確定や、スポーツ習慣促進事業などによる補正となります。

それでは初めに、地方特例交付金でございます。こちらにつきましては、毎年度算定する恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源として、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては、個人住民税減収補填特例交付金、また自動車税等減収補填の特例交付金、及びですね、軽自動車税減収補填の特例交付金によるものでございます。地方財政計画に基づき、7月31日付でですね、交付金の決定がありましたので、ここで補正をさせていただくものでございます。292万7,000円を増額するものでござ

います。

次に、地方交付税の普通交付税につきましては、いわゆる自治体間の財源の偏在をですね、調整することを目的に、国がですね、必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するものでございまして、交付税法第10条第3項に基づき、金額が決定いたしましたので、ここで3,123万円を増額補正するものでございます。普通交付税の総額につきましては、9億1,123万円とするものでございます。

続きまして、分担金及び負担金の保育所運営費負担金、現年度分でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園の自粛による減免として、保護者負担分として243万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、使用料及び手数料の使用料、公園使用料、西平畑公園使用料の駐車場使用料につきましては、ふるさと鉄道使用料と同様にですね、ここで減額、コロナの影響で減額補正をするものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金134万4,000円でございます。こちらにつきましては、保育所運営事業分の増額補正となるものでございます。

続きまして、教育費国庫負担金、小学校費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金につきましては、1,353万2,000円を減額補正するものでございます。この負担金の減額につきましては、松田小学校整備事業に係る当初申請対象面積からですね、交付決定を受けた面積の減少に伴う減額となります。その減少面積分につきましては、次のですね、学校施設環境改善交付金に算定されることになったものでございます。

次に、総務費国庫補助金、企画費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今回の補正額を6,519万円とするものでございます。

続きまして、教育費国庫補助金になります。小学校費国庫補助金、学校施設環境改善交付金につきましては、6,147万6,000円を先ほどのとおり増額補正するものでございます。こちらにつきましては、先ほどの負担金からの算入及び

対象面積の増加、またエコスクールに認定されたことなどによる増額補正をするものでございます。

続きまして、教育費の国庫補助金、スポーツ振興費補助金については、800万3,000円でございます。こちらのほうは10分の10の補助事業となります。スポーツや運動を通して健康増進に資する取組に支援をし、多くの町民のスポーツ参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す事業に対し補助されるものでございます。

次に、中段の寄附金でございます。一般寄附金100万円でございます。民間の事業者からですね、6月の25日にですね、寄附を受けたものでございます。

続きまして、繰入金でございます。教育施設整備基金の繰入金でございます。国庫補助金の増額に伴い、754万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして繰越金、前年度繰越金につきましては、令和2年度の繰越金の金額が確定したので、9,124万5,000円を増額し、総額2億624万5,000円とするものでございます。

次に、諸収入、事業収入のハーブガーデン収入につきましては、利用状況等に伴い、ここで208万5,000円を減額するものでございます。

また、雑入のスポーツ振興くじ助成金といたしまして、182万円の増額補正です。こちらにつきましては、パークゴルフ場整備事業のですね、振興くじ助成金の決定に伴い、総額をここで1,082万円とするものでございます。

続きまして、16、17ページになります。諸収入、雑入、雑入でございます。コロナ禍に伴い、本年度予定していた東京オリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケット販売収入の減額補正、及びスポーツ振興事業に伴う保険料分の参加者負担金の増額分を併せて行うもので、総額といたしましては27万9,000円の減額となるものでございます。

続きまして、町債、教育債、松田小学校整備事業債でございます。こちらにつきましても、先ほどの国庫補助金の増額に伴い、4,040万円を減額補正するものでございます。

次に、町債、臨時財政対策債では、116万3,000円の増額で、総額1億7,116万3,000円となり、おおむね予算どおりの決定額となりました。この臨時財政

対策債につきましては、地方交付税とリンクする制度でございます。地方交付税の特別会計の財源不足を穴埋めとして、町はですね、自ら地方債を発行させる制度で、償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。18、19ページになります。総務費、総務管理費、文書広報費、(2) 感染症総合対策事業の報償費でございます。こちらにつきましては、自治会連絡協議会への謝礼となりますが、コロナ禍での各自治会への配布物の協力という事業として、17万円の補正をするものでございます。併せてですね、そのコロナ禍の関係で、広報紙の号外等の発行に伴う用紙代等を、ここで消耗品として10万円執行するための補正とするものでございます。また、例年ですね、実施しています町民の皆様からの意見や要望などを伺う地域座談会がございます。本年度は代替実施の一つといたしまして、広報紙を活用し、町民の皆様から意見を求めるための印刷製本費と返信用の郵送料を、地方創生臨時交付金を活用して執行するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費、積立金、財政調整基金につきましては1億6,000万円を増額補正するものでございます。こちらにつきましては、基金現在高の見込みではございますが、これに伴い5億400万円ほどとなる見込みでございます。前年度の繰越金、地方交付税や地方特例交付金の増額、またコロナの影響に伴う事業費等の減額等に伴い、積み立てていくものでございます。

続きまして、企画費、(2) になります。感染症総合対策事業といたしましては、シティプロモーション活動事業といたしまして、いわゆる町内でのブランド品等を地元住民と連携をし開発し、地域内の特産品を地域内外にPRをする経費でございます。120万円でございます。主なものといたしましては、感染症と闘う松田町に寄附で応援してくれた人々の思いに応えるためにですね、新たな返礼品等の開拓による事業者支援を含めたふるさと納税の拡充につながるためのものでございます。こちらにつきましては、新たな財源確保として、ふるさと納税を知っていただき、地方創生臨時交付金を活用して、裾野を広げるためのインターネットの環境等につなげて周知をするものでございます。

次に、委託料の松田ブランド品等販売促進業務委託料でございます。80万円でございます。SNS情報発信業務を目的にですね、インスタグラマーやユーチューバー等において、それぞれインフルエンサーという方に松田町の特産品等の発信を手伝っていただくための事業展開でございます。

またですね、シティプロモーション用の商品開発委託料99万円につきましては、新型コロナウイルスの影響からですね、新しい生活様式及びアフターコロナを見据えてですね、町の地域資源を活用した新しいブランドを開発し、観光客の増加や地域振興を図っていくものでございます。

次にですね、負担金補助及び交付金でございます。松田ブランド品等開発支援のための補助金といたしまして、新たに变化している消費動向に対応するため、いわゆる地域資源等を活用し、個々に新商品や既存商品の改良等にかかる経費をですね、町が補助する事業といたしまして、4件分を計上しております。

続きまして、企画費（1）県西地域活性化プロジェクト推進事業でございますが、こちらにつきましては地域再生計画に基づいたコロナ対策の事業ではなく、地方創生推進交付金での事業となります。こちらにつきましては、まず外国人によるマーケティング調査、あるいは海外販路等を行うための委託料に組み換えるものでございます。当初ですね、予定していたインバウンド推進マネージャーの候補者であった方がですね、このコロナの影響に伴い海外からの移動手段の関係で雇用が難しくなったため、ここで人件費から組み換えて、委託料として事業を推進するものでございます。

次に20、21ページになります。総務管理費、町民文化センター管理費（5）会計年度任用職員給与費につきましては、コロナの影響による町民文化センター従事者報酬107万3,000円を休館に伴い減額補正をするものでございます。また、新たにですね、コロナ禍に伴う事業といたしまして、71万3,000円を増額していくものでございます。

続きまして、電算管理費の（6）になります。感染症総合対策事業に40万5,000円を増額補正するものでございます。コロナ禍において増加するウェブ会議などの新しい生活様式に対応するためのもので、このウェブ会議の環境を整備し、町として各会議等での資料のペーパーレス化やオンラインセミナー、オ

ンライン会議に町民の方が参加できるように取り組むため、まず一步を踏み出すためのトライアル的な事業展開でございます。移動式のWi-Fi機器を設置し、まず庁舎内各階等でですね、どこでもウェブ会議ができるような環境を整えていくものでございます。

続きまして、地域公共交通対策費の(2)感染症総合対策事業でございます。負担金補助及び交付金でございます。路線バス事業者緊急経営継続支援給付金でございます。富士急湘南バス様のバス会社の保有台数24台分のバスに対し、運行及び利用環境整備として、支援金を給付するものでございます。まず、こちらにつきましては、山北町、大井町との広域連携により、各町負担経費として行うものでございます。また、松田町独自の支援といたしまして、寄地域の虫沢地区や萱沼地区の奥まで入る、いわゆる枝線便、1日4便が走っております。その固定費分の経費を補助するもの、またさらにはですね、通常系統分がございます。寄地区には5系統、神山地区には8系統、根石方面には5系統がございます。この部分の3分の1を給付し、総額414万円を国の地方創生臨時交付金を活用し、支援するものでございます。

また、バス通学定期券助成金につきましては、補助金につきましては、22万円、いわゆる緊急事態宣言から各学校等の一斉登校が始まった月の6月末までの経費について、いわゆる利用者負担分と事業者負担分、それぞれ3分の1になりますが、その部分を補助するものでございます。また、高齢者バス定期券助成事業につきましても、38万7,000円を計上し、利用者の期間限定でございますが、利用者分と事業者分の負担分をここで町が補助するものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、過年度分、介護給付費分の減額や、地域支援事業給付費等の減額に伴う繰出金を255万3,000円減額するものでございます。

続きまして、22、23ページでございます。老人福祉総務費の敬老会関係についてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の防止に伴い、本年度の敬老会が中止になりましたので、その関係経費について、ここで減額をするものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。(9)会計年度任

用職員給与費でございます。地方創生臨時交付金を活用するものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業によりですね、平日においても学童保育室を午前中から開室したことにより、支援員の報酬88万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、児童福祉総務費（11）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金、ファミリーサポートセンター利用支援助成金50万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費でございます。母子保健事業の扶助費、特定不妊・不育症治療費助成金10件分を見込み、200万円をここで対象者の増加に伴い補正をするものでございます。

続きまして24、25ページになります。こちらも新たにですね、地方創生臨時交付金を活用し、執行するため、（6）になります感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。こちらは新型コロナウイルス自主検査費用助成金48万円といたしまして、いわゆるPCR検査とですね、抗体検査にかかる自己負担分の一部を助成するものでございます。

続きまして、扶助費の任意予防接種費助成金でございます。こちらも新たに任意予防接種1回につき1,000円の助成を行い、ここで対象者を拡大して行うものでございます。0歳から64歳までの方に予防接種経費を助成するため、ここで496万6,000円を補正するものでございます。

続きまして（4）になります。鳥獣防除対策事業では、需用費、修繕料につきまして、このコロナの影響により、まず50万円を減額補正をし、新たに（9）として感染症総合対策事業の工事請負費として広域防護柵補修工事をコロナの関係で事業執行するものでございます。先ほどの修繕料を含めて、ここで新たに執行するため、200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費（4）感染症総合対策事業、工事請負費、感染症予防対策、農道環境整備工事といたしまして、農道の土砂撤去等244万円をコロナの影響により増額補正するものでございます。

次に、自然休養村管理費の（8）感染症総合対策事業の工事請負費でございます。寄自然休養村管理センターの屋根改修工事と、宇津茂管理休憩施設トイ

レ、洋式への改修工事をコロナ関連の事業といたしまして補正するものでございます。

続きまして、商工費、商工振興費の商工振興対策事業の委託料でございます。また産業まつり委託料につきましては、開催中止に伴い170万円を減額するものでございます。

続きまして（7）になります。感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。感染症対策商工振興商品券発行事業補助金、500万円の増額補正となるものでございます。第3弾といたしまして、プレミアム付の20%商品券を発行する事業でございます。

次に、小規模事業者経営改善資金感染症関連枠利子補助金につきましては、補正第2号でお認めいただきましたが、国の制度開始となったことにより、ここで50万円を減額補正するものでございます。

26、27ページになります。中小企業・小規模事業者等支援金につきましては、当初予定の支援金申請見込み件数の減少に伴い、ここで1,300万円を減額補正するものでございます。

次に、中小企業・小規模事業者等家賃補助320万円につきましては、国や県の補助金の対象にならない事業者向けに、町が補助するものでございます。

続きまして、観光費、観光振興費、観光宣伝事業費の町観光協会補助金317万2,000円の減額につきましては、観光まつり等の中止に伴う減額補正でございます。同様にですね、合同花火大会の中止に伴う減額180万円の補正となります。

続きまして、観光振興費の（4）でございます。感染症総合対策事業といたしまして、いわゆる観光、宿泊施設のオンライン予約システム導入費の補助金でございます。いわゆるオンライン化に伴う環境整備費といたしまして、30万円を補正するものでございます。

続きまして、商工費、観光費、公園管理費でございます。こちらにつきましては、需用費、修繕料ではございますが、コロナ禍の影響により、予算額60万円のまず減額補正をさせていただきます。併せてですね、委託料の川音川パークゴルフ場運営委託料につきましては、ゴルフ場4月からですね、6月末まで

の閉鎖期間に伴う減額31万4,000円、及びですね、既存の事業分の委託料につきましても、ここで減額補正をし、新たにですね、交付金を活用し、コロナ対策事業として実施するものでございます。総額につきましては158万9,000円を減額補正をまず行います。

続きまして、公園管理費、西平畑公園管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、西平畑公園の駐車場管理委託料及びふるさと鉄道運行委託料につきましても、コロナウイルス感染症の影響により公園の閉鎖による減額、及び新たに事業として推進するため、ここで事業委託費の減額を含め、757万2,000円を減額するものでございます。

続いてですね、公園管理費の会計年度任用職員給与費の報酬でございます。こちらにつきましては、西平畑公園園長代理報酬につきまして、公園の閉鎖や業務内容等の変更に伴う減額で146万8,000円を減額するものでございます。

続いてですね、ハーブ館運営従事者報酬、また、子どもの館運営従事者の報酬、そして自然館運営従事者の報酬につきましても、コロナの影響に伴い、ここで全て一回減額をするものでございます。

そして、新たにですね、感染症対策として、ハーブ館、子どもの館、自然館をですね、感染症対策として従事者報酬をするもので、ここでその分を増額するものでございます。

(7)になります。すみません、感染症総合対策事業でございます。委託料につきましては、先ほどの減額した事業をここでコロナの対策として新たに生活様式として実施するものでございます。川音川パークゴルフ場の運營業務委託料につきましては、163万4,000円の増額補正をするものでございます。また、西平畑公園駐車場管理委託料につきましては、389万1,000円の補正となります。ふるさと鉄道運行委託料につきましても、ここで343万5,000円を増額補正をし、コロナ対策として進めるものでございます。工事請負費につきましては、新たな生活様式に伴い、西平畑公園並びにですね、ハーブ館内のトイレの洋式化改修工事、またハーブ館のエアコン設置工事といたしまして、122万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、28、29ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務

費、一般事務経費でございます。使用料及び賃借料、こちらにつきましては町道用地賃借料といたしまして、中丸町営住宅跡地部分のですね、町道5-3及び5-5号線のですね、用地の借地料といたしまして、71万5,000円を補正するものでございます。道路維持費につきましては、(3)になります。感染症総合対策事業といたしまして、委託料、町道のり面の草刈り委託料で、町道2-1号線ほか庶子リーフィアから山北境までの堤防道路については、コロナ禍の影響に伴い、新たに執行するための委託料として51万円をここで補正するものでございます。

続きまして、道路新設改良費、委託料でございます。道路用地登記書類作成業務委託料といたしまして、50万円でございます。町道10-1号線道路用地の測量委託料による補正でございますが、いわゆる谷戸地域集会施設入り口部分の富士部品さんの跡地付近でございます。こちらにつきましては、公有財産購入費、用地買収費を130万円の補正をするものでございます。

続きまして、30、31ページになります。教育費、教育総務費の事務局費でございます。(10)教育施設電算管理経費、使用料及び賃借料、教育施設電算機器賃借料161万7,000円を減額補正をするものでございます。

(12)でございます。文化芸術鑑賞事業の委託料につきましては、コロナ禍の影響により事業の中止としたところ、減額80万円をここで補正するものでございます。

続きまして(16)になります。感染症総合対策事業の需用費、光熱水費でございますが、こちらコロナの影響によりですね、新たに各学校プールの清掃、衛生環境の整備における光熱水費や防災対策に伴う貯水等に伴う97万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして備品購入費でございます。こちらはICT教育用の備品といたしまして、地方創生の臨時交付金を活用し、ICT授業用のプロジェクターほか、またですね、校務用のパソコン、PCですね、購入を約40台を購入予定とします。また、施設用の備品がございます。こちらにつきましては、分散学習による施設用備品を購入するため、液晶大型モニターなどの購入費に伴う補正、総額1,801万4,000円となるものでございます。

(1) の小学校プール管理費でございますが、先ほど新たにコロナの関係で取り組む事業でございますので、ここで光熱水費等38万6,000円を減額補正するものでございます。委託料につきましてもですね、寄小学校プールの開放事業の中止に伴い、管理委託料を107万円減額補正するものでございます。また、(2) 中学校プール管理経費につきましても、光熱水費分の58万6,000円を減額補正をし、委託料につきまして管理委託料200万6,000円を減額するものでございます。

次に、32、33ページになります。まずですね、社会教育費、公民館費、一般管理経費として、負担金補助及び交付金の地域集会施設の修繕に伴う補助金をまず65万円減額するものでございます。そして、新たに(4) ですね、感染症総合対策事業といたしまして、地域集会施設等の感染症対策整備補助金として、170万8,000円を増額するものでございます。当初計画どおりですね、田代地域集会施設のトイレ改修、また河内地域集会施設のトイレ改修、新規といたしまして宇津茂地域集会施設のエアコン設置、弥勒寺地域集会施設のエアコン設置などをここで補正するものでございます。

続きましてですね、保健体育費、保健体育総務費でございます。(1) 運動・スポーツ習慣促進事業、10分の10の補助事業で、808万5,000円の補正をするものでございます。先ほどの歳入で御説明したような事業展開をしていくものでございます。そして、予備費につきましては、1,264万9,000円を増額で、総額5,107万4,000円となります。この中には、コロナの関係の予備費といたしまして800万円も含まれておることを御報告させていただき、こちらにつきましても今後の自然災害やコロナの対策等を含めてですね、確保していく予備費でございます。

続きまして、36ページから43ページまでにつきましては、一般会計並びに全会計の給与費の明細書を添付させていただいております。

またですね、地方自治法施行令第144条に基づきまして添付しているものでございますが、44ページに継続費に関する調書、債務負担行為の支出予定額に関する調書を添付しております。また、45ページにつきましては、地方債の見込みに関する調書となりますので、後ほど御高覧をください。

また、46ページから最終ページ48ページにつきましては、各事業等の工事予定箇所説明資料を添付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上、一般会計補正予算（第9号）について、御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 19ページお願ひします。広報広聴に要する経費ということで、今回はコロナ禍で、町民座談会はやらないということでの振替としてですね、紙媒体を使った広報紙、これはあれですか、自治会にアンケートとか、町民の方に何か町民要望というか、そういうのをね、要望を聞くのかね、それとも町側がある程度設問をして、これに答えてくださいという、そういうこのアンケート形式のものなのかね、その辺についてお伺ひをいたします。

次は、21ページです。地域公共交通対策に要する経費ということで、路線バス事業者緊急経営継続支援給付金ですけども、これはもう給付金が1年度単位といたしますか、で切れる…切れてね、次年度の給付金なのかね。あとは追加でこの枝線に対しての特別の便数を増やすとか、そういうのをね、加えてのこの給付金なのか、その辺についてお伺ひをいたします。

それから25ページです。感染症総合対策事業、負担金補助、交付金、新型コロナウイルス自主検査費用助成金ということで、PCR検査と抗体検査。これを一部助成ということなんですけども、1回、実際かかる費用、それから助成の金額、補助金額をですね、お伺ひをいたします。

あと、下の任意予防接種費用助成金は、これはインフルエンザか何かですかね。それで、1,000円、この費用については1,000円ということが何か説明聞いたような覚えがあるんですけども、これは64歳までの方ということを条件なんでしょう。他町では何か、今度は65歳の、これから年末といたしますか、冬に備えてね、65歳以上の方はインフルエンザをね、全額補助で、無償でね、予防接種ができるような、そういう自治体もね、何かそういうことが新聞でね、載ってましたので、その辺の補助のあり方ということでお伺ひをいたします。4点でよろしいかな。以上です。お願ひします。

政策推進課長 それではまずですね、地域座談会の代わりにですね、今回アンケート形式か

どうかということなんですけども、まずこれは自治会長と今、調整をしまして、今回の地域座談会については、このコロナの影響、非常に厳しいということで、多くの方の町民の声を聞きたいという町の希望がありまして、いわゆるこのコロナ対策に伴いですね、この交付金を活用して、今までですね、広報紙の中にそのアンケートを一緒に入れちゃいます。返信用の封筒も一緒に入るようにしちゃって、多くの方にまず、町側の意見ではなく、皆様が今、自由に書いていただきたいというような形でアンケートを要望、意見を聞くものでございます。

またですね、今、自治会長とも調整しまして、寄地区・松田地区で1回ぐらい地域座談会をという話をちょっとしたところですね、今後その会場でやる方向を今、進めておりますので、併せてそのように進む形で今、検討しているところでございます。また今後の予算編成もありますので、多くの方にまた顔を見合わせてできる範囲でやっていきたいというふうに考えてございます。

続きましてですね、公共交通の関係でございます。こちらにつきましては、まず緊急経営継続支援給付金につきましては、この路線バス、いわゆる富士急湘南バスさんが路線として松田町走っております。また、大井町さんと山北町さんについても走っている中で、広域で何か支援をできないかという話が持ち上がりまして、その中でバスの会社の保有台数分について支援をしようよという話の中で、まずその部分を町が緊急対策として補助していくものでございます。

松田町につきましては、事業所が松田町にあるということも踏まえながら、コロナの関係で非常に頑張っているということと、路線の確保も含めてですね、寄地区の今、走っている便があります。いわゆる枝線、萱沼とかあります。その部分についてもですね、今回の期間限定で、ここの走った部分を今年度分、今年度分ですね、今年度分のみ支援をするという形の部分と、また通常系統分が走っている部分があります。寄地区の普通に走っている5系統、神山地区には8系統、また根石方面にも5系統走っておりますので、そういう部分を含めた事業費の一部を補助していくということで、その総額についてが先ほどの414万4,000円でございます。

なお、この中にですね、今やっている路線バスの事業がでございます。通常や

っている部分があります。そこは最終的には減額をする形になりますので、よろしくをお願いします。

また、バスの定期券等高齢者のバスの定期券、これは期間限定、今のコロナ対策の緊急事態宣言が発令した4月の7日から2か月ほどですね、を起点にして、その部分の2か月分のみ町が利用者に対しての支払った部分を戻す、払い戻しをするような形ですね。それと、事業者も3分の1補填しておりますので、その部分も事業者にまた補填をするということの展開で計上しているものでございます。以上です。

子育て健康課長 それでは、まず新型コロナウイルス自主検査費用の助成金について御説明いたします。まず、通常、症状があった方については、行政検査ということで、保険が適用になります。今回こちらに計上しました分については、自主検査ということで、どうしても仕事やいろんな条件によって就業や渡航に陰性証明が必要だという方もいらっしゃるとか、あとは高齢のお母さんたちのところに行かなければいけない。症状がないけれども、検査が必要な方についての助成ということになっております。費用のほうですが、こちらで調べた中での金額なんですけれども、PCR検査は約3万5,000円、抗体検査が約1万1,800円、抗原の定性検査、こちらが1万1,800円、抗原の定量検査、先ほどの定性検査よりももうちょっと精度が高い方法になりますが、こちらになりますと約2万8,000円ぐらいになると聞いております。補助率なんですけど、PCR検査と抗原の定量検査、こちらは費用が先ほど申し上げましたように3万5,000円とか2万8,000円とか高額になっておりますので、3分の1で上限が1万円。それとあと抗体検査と抗原の定性検査、一応1万1,800円なんですけど、こちらはかかった費用の2分の1で、上限を6,000円というふうに今のところは考えております。まだこちらも要綱を作ってからでの執行になりますので、一応このように今のところは考えております。

続きまして、任意予防接種費助成金についてですが、こちら、議員おっしゃるとおり、インフルエンザの分についてです。令和元年度まで松田町では小児インフルエンザ任意予防接種の費用として、小学生が2回、中学生1回、それぞれ1回1,000円ずつの助成を行ってまいりました。ただ、今年度はインフルエ

ンザとコロナの感染症が同時期に重なるということもありまして、なるべくインフルエンザを避けていただきたいという思いから、インフルエンザの接種を0歳児、6か月の0歳児から64歳までの方、任意予防接種が受けられる方について1回1,000円の助成をここに計上いたしました。65歳以上の方につきましては、定期接種ということで、今までも御本人の負担が1,500円で受けられるようになっております。ただ、よその町がその部分も無料にするというお話も聞いております。今、インフルエンザに関しては10月1日から接種が開始になっておりますが、いろいろなお話が出ております。その中で、まだはっきりとはしていないんですが、どうも神奈川県のほうが65歳以上の分について無料の話を進めているようですが、まだ正式なお話はこちらには来ておりません。以上です。

11番 寺嶋 おおよそ分かりました。じゃあ、何点か質問します。路線バスの関係は、松田町内だけじゃなくて富士急が路線が走っている近辺、近隣では山北とかそういう、もね、入れての富士急さんの支援、広域の支援ということも含めての負担金の補助と、給付金か、支援の給付金という、そういう捉え方でよろしいということですよ。それで、枝線のほうでは、今現在行う…支援しているのを、このコロナ対策ということで、財源振替といいますか、そういう財源の振替みたいな形になるという、この枝線に対しての継続費の支援給付費のあり方というふうに捉えてよろしいんですか。その辺、じゃあ再度。一応再度確認させていただきます。それでよろしくをお願いします。

あと、新型…インフルエンザね。(私語あり) まだあるんですけどね、一応委員会付託になるようでね、そこでまたね、質問させていただく予定です。以上。

議 長 ほかにございますか。

4番 平野 27ページの下半分ぐらいのところの会計年度任用職員の給与費の減額のところなんですけども、何かほかのところでも、ここではハープ館とか子どもの館とか西平畑関係のものが減額し、さらにその後すぐに感染症対策ということで、これ、代替なんだろうなと思うんだけど、計上されているということで、ほかの図書館であるとか、何かそういうのも大体減額しているけど、コロナ関連で

代替で、減額分よりは少ないけれども、補っているというようなことで分かった…了解したんですが。この園長代理に関しては、代替分というのが出てこないんですが。先ほどの説明では業務内容の変更がありますというあれがあったので、これはじゃあ代替がなかったということで、了解してよろしいですか。

観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問でございます。西平畑公園園長代理の報酬の件であろうかと思えます。こちらについては、先ほども御説明、政策の課長から御説明あったとおり、他の業務、他の予算、既存の当初予算でお認めいただいている中で、そちらの業務をしていただくということですから、こちらのほうから減額をさせていただきますということでございます。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 ページ33ページ、保健体育総務費の施設事業の委託料ですね。酒匂川健楽ふれあい広場委託料、これ、60万円の減額になっているわけですけど、健楽ふれあい広場といいますと、今から十数年前に永山榮一さんのかつての思いを酌んでね、あそこを健楽ふれあい広場ということで、県土木と協議しながら芝生のグラウンドを造ったわけでございます。私もここ何年か見たところ、大分台風等で削られた部分もありますけど、今、もう草ぼうぼうで、何も活用されていないように思われます。それまでは職員自ら、あとは生きがい事業団等にお願いして整備のほうはしていたと思うんですけど、ここで今、60万を減額しているということは、今後あの健楽ふれあい広場はもう活用しないという意味に私は捉えちゃうんですけど、その辺のお考えはどうかということで、1点お聞きいたします。

教 育 課 長 今回の補正では、業務内容を大井町と協議、精査したところ、使っていない部分を、使われなかった部分が60万円ということで減額をした経過がございます。
(「聞こえません。」の声あり)

議 長 はっきりお願いします。

教 育 課 長 大井町との協議で減額をした経過がございます。今後につきましては、大井町との話合いの中では、大井町はそこを使わなくてもあまり影響がないというような御意見もいただいておりますが、議員さんの御意見も、思いも、寄附された思いというものもございますので、よく今後の活用につきましては、今、

広場を使っておられません、よく協議して、町の方針を定めていきたいと思っております。今は活用しておられません。

3 番 内 田 今の大井町との協議という話がありましたけど、今までずっと松田町、町がね、松田町のほうが主に使用して整備したと思うんですけど、今、協議してというね、お言葉が何回かありましたけど、実際のところ、協議という言葉はね、私から言えば逃げ言葉になっちゃうんですけど、実際町としてはどうするかというのをはっきりお示し願いたいんですけど。

教 育 課 長 繰り返しになりますが、何度か台風の被害に遭ったり、災害の被害に遭ったこともあります。そういった経過もございますし、寄附された永山氏の思いもございます。そういったことの経過がございますので、まだはっきりしたことは、どういうふうに使っていくか、活用していくか、また整備していくかというのは、まだはっきり決まってない状況でございますが、よく松田町の庁内の中でも協議して、活用、今後の活用またどうしていくかというのを決めてまいりたいと思っております。

3 番 内 田 まだね、活用していくか、存続していくかというのが、まだ協議段階だということでは理解しましたが、先ほど言ったようにね、あそこを造った経緯というものを私は忘れてはいけないと思いますから、できるだけ町民のためにも有効活用できるような施設としてね、存続していただきたいということで質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 このですね、補正が、議案第43号補正9号については委員会付託ということになると思いますので、そのときの関係でですね、資料等をお願いをしたいと思います。内容といたしましては、ページ4ページの第3表債務負担行為の補正でございます。地域集会施設の指定管理、児童館等の指定管理についてはですね、説明がありましたけれども、一番上ですね、健康福祉センターの指定管理委託料、5年間ですけれども、9,900万円という大きな金額であります。これにつきましては、8月の臨時議会等で補正が可決されました木質ボイラー等の管理にかかる経費等も含まれているのでですね、平成28年度からの期間の債務負担行為よりもですね、大分増額をしているのではないかとということで、

これらに今のここでの説明は結構ですので、28年度から令和2年度、令和3年度から令和7年度ですね、それぞれの比較とですね、9,900万円という額ですので、それぞれの費用の内訳等をですね、また資料として提出していただけるか、お伺いをしたいと思います。

議 長 要望でよろしいですか。

6 番 井 上 いや、要望じゃないです。確認です。

福 祉 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。第3表債務負担行為の補正、健康福祉センター指定管理委託料9,909万6,000円の内訳を特別委員会の中で示せということでございます。それでは、ちょっと御準備をさせていただきたいと思います。項目別でよろしいでしょうか。(私語あり) はい、分かりました。

6 番 井 上 結構です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)は、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。暫時休憩します。議員控室にお集まりください。(11時32分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時35分)

一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員の報告がありました。読み上げます。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。田代実君、井

上栄一君、中野博君、齋藤永君、寺嶋正君、大館秀孝君、以上6名です。委員長は大館秀孝君、副委員長は齋藤永君です。一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員及び正・副委員長を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は令和2年度松田町一般会計補正予算(第9号)についての審査をよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開いたします。(11時36分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)

休憩中に、議案第46号財産の処分についてが町長より提出されましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第46号財産の処分についてを日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。(13時03分)

議長 休憩を解いて再開します。(13時10分)

この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第46号財産の処分についての取扱いについて、9月10日、午後1時5分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので、御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。審議の結果、議案の提案説明、細部説明を行い、質疑・討論を行っていただいて、即決とします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。よろしくお願います。

議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。